第109回央粟市議会定例会 上程議案等一覧(追加)

議案番号	件名	備考
第 113 号議案	令和4年度宍粟市一般会計補正予算(第8号)	12月15日提出
第 114 号議案	宍粟市住民投票条例の一部改正について	12月15日提出
報告第12号	市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告につ いて	12月15日提出

第113号議案

令和4年度宍粟市一般会計補正予算(第8号)

令和4年度宍粟市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,184,817千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳 入歳出予算補正」による。

令和4年12月15日提出

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 (単位:千円) 補正前の額 項 款 補 正 額 計 支 出 15 国 庫 金 3,470,589 18,000 3,488,589 2 国 補 助 金 庫 18,000 2,027,220 2,009,220 16 県 支 出 金 1,664,318 3,600 1,667,918 2 県 補 助 金 3,600 739,827 736,227 歳 入 合 計 25,184,817 25,163,217 21,600

歳出

(単位:千円)

	款				項			補正前の額	補 正 額	計
3 民	生	費						7,873,861	21,600	7,895,461
			2 児	童	福	祉	費	3,116,505	21,600	3,138,105
歳		出	合			計		25,163,217	21,600	25,184,817

1 総 括 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書 歳 入

(単位:千円)

			款			補 正 前 の 額	補 正 額	計
15	国	庫	支	出	金	3,470,589	18,000	3,488,589
16	県	支		出	金	1,664,318	3,600	1,667,918
		歳 入	合	計		25,163,217	21,600	25,184,817

歳 出 (単位:千円)

_		7320 -																	
											補	正	額	の	財	ì	原	内	訳
				詩	钦			補正前の額	補 正 額	計		特	定	財	源				あり 日本公石
											国県支出	金	地力	5 債	そ	の	他		般財源
Ī	3	民			生		費	7,873,861	21,600	7,895,461	21,6	600							
			歳	出	合	計		25,163,217	21,600	25,184,817	21,6	600							

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2国庫補助金

(単位:千円) 節 目 説 明 補正前の額 補 正 額 計 区分 金 額 1 総務費国庫補助金 1 総務管理費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 719,479 3,600 723,079 3,600 3,600 2 民生費国庫補助金 983,949 14,400 2 児童福祉費補助金 14,400 出産・子育て応援交付金 14,400 998,349 計 2,009,220 18,000 2,027,220

(款)	16 県支出金	(項)	2 県補助金

2 民生費県補助金	188,002	3,600	191,602	2 児童福祉費補助金	3,600	出産・子育て応援交付金	3,600
計	736,227	3,600	739,827				

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2児童福祉費

(単位:千円)

				補	正 額 の	財 源 内	訳	節			
目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源	区分	金額	説明	
				国県支出金	地方債	その他		区分	立 部		
7少子化対 策事業費	706,676	21,600	728,276	21,600				18負担金、補助 及び交付金		出産・子育て応援金	21,600
計	3,116,505	21,600	3,138,105	21,600							

第114号議案

宍粟市住民投票条例の一部改正について

宍粟市住民投票条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の 議決を求める。

令和4年12月15日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市住民投票条例の一部を改正する条例

宍粟市住民投票条例(平成30年宍粟市条例第33号)の一部を次のように改正する。 第3条第3項を削る。

第7条第2項中「速やかに当該代表者に実施請求書を返付し、代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示し」を「直ちにその旨を選挙管理委員会へ通知し」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に、「第1項の規定による申請の日現在における投票資格者の総数」を「第10条第2項の規定により通知を受けた数」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、第10条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る代表者に 実施請求書を返付し、代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。 第8条第7項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第10条第1項中「前条第1項の規定による署名簿の提出を受けた場合においては、同条第2項の規定により却下するときを除き」を「第7条第2項の規定による通知を受けたときは」に改め、同条第2項中「ときは」の次に「、直ちに当該名簿に登録されている者の総数を市長へ通知するとともに」を加え、「投票資格者(審査名簿に登録された者に限る。)からの申出に応じ、審査名簿の抄本(当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。)を閲覧させ」を「特定の者が審査名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、投票資格者から審査名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした投票資格者に審査名簿の抄本を閲覧させ」に改め、同条第3項中「及び場所」を削る。

第11条第5項中「委員会」を「選挙管理委員会」に改める。

第12条第1項中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改める。

第16条第2項中「投票区」の次に「(次条第1項に規定する投票区をいう。)」を加え、同条第3項中「投票資格者からの申出に応じ、」を「特定の者が投票資格者名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、投票資格者から投票資格者名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした投票資格者に」に、「縦覧させ」を「閲覧させ」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

- 4 投票資格者名簿の調製に関し不服のある者は、第13条第2項の規定による告示の日に、文書をもって選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。
- 5 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)第25条第2項から第4項までの 規定は、前項の異議の申出について準用する。
 - 第16条中第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。
- 6 選挙管理委員会は、第1項の規定により投票資格者名簿を調製した日後住民投票の期日まで の間、当該調製の際に投票資格者名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有

する者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに投票資格 者名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

7 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと又は 誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。 第17条第1項中「及び」を「は、選挙管理委員会が定める区域とし、」に改める。 第28条中「については、公職選挙法」の次に「(昭和25年法律第100号)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

現 行	改 正 案
(住民投票の投票資格者)	(住民投票の投票資格者)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票	
<u>の投票権を有しない。</u>	
(1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項若しくは第252条、政	
治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条又は地方公共団体の議会の議	
員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例	<u>1</u>
に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第3項までの規定	
(以下これらを「選挙法規定」という。) により選挙権を有しない者	
(2) 前項の規定に該当する者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有す	<u></u>
<u>る者とみなして選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる</u>	<u>2</u>
<u>者</u>	
(代表者証明書の交付等)	(代表者証明書の交付等)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 市長は、前項の規定による請求及び申請(以下「請求等」という。)があっ	2 市長は、前項の規定による請求及び申請(以下「請求等」という。)があっ
た場合において、実施請求書に記載された住民投票に付そうとされる事項が重	を場合において、実施請求書に記載された住民投票に付そうとされる事項が重
要事項であること、前条に規定する形式に該当すること及び代表者が投票資格	要事項であること、前条に規定する形式に該当すること及び代表者が投票資料
者であること(以下これらを「住民投票実施要件」という。)を確認したとき	者であること(以下これらを「住民投票実施要件」という。)を確認したとき
は、速やかに当該代表者に実施請求書を返付し、代表者証明書を交付するとと	は、直ちにその旨を選挙管理委員会へ通知しなければならない。
<u>もに、その旨を告示し</u> なければならない。	
	3 市長は、第10条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知
	に係る代表者に実施請求書を返付し、代表者証明書を交付するとともに、その
	旨を告示しなければならない。

(略)

市長は、<u>第2項</u>に規定する代表者証明書を交付するときは、<u>第1項の規定に 5</u> 市長は、<u>第3項</u>に規定する代表者証明書を交付するときは、<u>第10条第2項の</u>

(略)

現

よる申請の日現在における投票資格者の総数の6分の1の数(以下「必要署名 者数」という。)を代表者に通知するとともに、その数を告示しなければなら ない。

5 (略)

(署名等の収集)

第8条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 署名等を求めることができる期間は、前条第2項の規定による告示の日から 7 署名等を求めることができる期間は、前条第3項の規定による告示の日から 示の日から31日以内とする。

(審査名簿の調製)

- |第10条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定による署名簿の提出を受けた場合第10条 選挙管理委員会は、第7条第2項の規定による通知を受けたときは、規 においては、同条第2項の規定により却下するときを除き、規則で定めるとこ 登録した名簿をいう。以下同じ。)を調製しなければならない。
- 日の翌日から5日間、投票資格者(審査名簿に登録された者に限る。)からの 該名簿に登録されている者の総数を市長へ通知するとともに、調製した日の翌 申出に応じ、審査名簿の抄本(当該申出を行った投票資格者が記載された部分) に限る。)を閲覧させなければならない。
- |3 選挙管理委員会は、前項の閲覧を開始する日の3日前までに閲覧の期間及び3 選挙管理委員会は、前項の閲覧を開始する日の3日前までに閲覧の期間を告 場所を告示しなければならない。

 $4 \sim 7$ (略)

(署名等の審査)

第11条 (略)

 $2\sim4$ (略) 改 正.

規定により通知を受けた数の6分の1の数(以下「必要署名者数」という。) を代表者に通知するとともに、その数を告示しなければならない。

(略)

(署名等の収集)

第8条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

- 1 か月以内とする。ただし、前項の規定により署名等を求めることができない - 1 か月以内とする。ただし、前項の規定により署名等を求めることができない -こととなった期間がある場合は、当該期間を除き、前条第2項の規定による告しこととなった期間がある場合は、当該期間を除き、前条第3項の規定による告 示の日から31日以内とする。

(審査名簿の調製)

- 則で定めるところにより、審査名簿(第7条第1項の規定による申請の日現在 ろにより、審査名簿(第7条第1項の規定による申請の日現在の投票資格者を の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。)を調製しなければならない。
- 2 選挙管理委員会は、前項の規定により審査名簿を調製したときは、調製した2 選挙管理委員会は、前項の規定により審査名簿を調製したときは、直ちに当 日から5日間、特定の者が審査名簿に登録された者であるかどうかの確認を行 うために、投票資格者から審査名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申 出があった場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした投票資 格者に審査名簿の抄本を閲覧させなければならない。
 - 示しなければならない。

 $4 \sim 7$ (略)

(署名等の審査)

第11条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

委員会は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その異議5 の申出を受けた日から14日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決 定しなければならない。この場合において、その異議の申出を正当であると決 定したときは速やかに第1項の規定による証明を修正し、並びにその旨を異議 申出人及び当該異議に係る関係人に通知し、その異議の申出を正当でないと決 定したときは速やかにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

6 • 7 (略)

(住民投票の請求方法等)

|第12条 第5条第1項の規定による請求は、代表者が前条第6項の規定による署|第12条 第5条第1項の規定による請求は、代表者が前条第6項の規定による署 署名簿を添えてこれをしなければならない。

$2 \sim 5$ (略)

(投票資格者名簿の調製)

第16条 (略)

- 2 前項の投票資格者名簿は、投票区ごとに調製しなければならない。
- |3 選挙管理委員会は、第1項の規定により投票資格者名簿を調製したときは、|3 選挙管理委員会は、第1項の規定により投票資格者名簿を調製したときは、 第13条第2項の規定による告示の日に、投票資格者からの申出に応じ、投票資 格者名簿の抄本を縦覧させなければならない。
- 示しなければならない。
- |5 投票資格者名簿に係る異議の申出、補正登録並びに表示及び訂正に関する手|5 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)第25条第2項か 続については公職選挙法第24条、第26条及び第27条の規定を準用する。

選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、 その異議の申出を受けた日から14日以内にその異議の申出が正当であるかな いかを決定しなければならない。この場合において、その異議の申出を正当で あると決定したときは速やかに第1項の規定による証明を修正し、並びにその 旨を異議申出人及び当該異議に係る関係人に通知し、その異議の申出を正当で ないと決定したときは速やかにその旨を異議申出人に通知しなければならな V 10

6 · 7 (略)

(住民投票の請求方法等)

名簿の返付を受けた日から5日以内に、第7条第2項の規定により返付された 名簿の返付を受けた日から5日以内に、第7条第3項の規定により返付された 実施請求書に前条第1項の規定による署名簿の効力を証明する書面及び当該 実施請求書に前条第1項の規定による署名簿の効力を証明する書面及び当該 署名簿を添えてこれをしなければならない。

$2 \sim 5$ (略)

(投票資格者名簿の調製)

第16条 (略)

- 2 前項の投票資格者名簿は、投票区(次条第1項に規定する投票区をいう。 ごとに調製しなければならない。
- 第13条第2項の規定による告示の日に、特定の者が投票資格者名簿に登録され た者であるかどうかの確認を行うために、投票資格者から投票資格者名簿の抄 本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、当該確認に必要な 限度において、当該申出をした投票資格者に投票資格者名簿の抄本を閲覧させ なければならない。
- 4 選挙管理委員会は、前項の縦覧を開始する日の3日前までに縦覧の場所を告4 投票資格者名簿の調製に関し不服のある者は、第13条第2項の規定による告 示の日に、文書をもって選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。
 - ら第4項までの規定は、前項の異議の申出について準用する。

現 行	改 正 案
	6 選挙管理委員会は、第1項の規定により投票資格者名簿を調製した日後住民
	投票の期日までの間、当該調製の際に投票資格者名簿に登録される資格を有
	し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票資格者名簿に登録されていない
	ことを知った場合には、その者を直ちに投票資格者名簿に登録し、その旨を告
	示しなければならない。
	7 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者の記載内容に変更が
	<u>あったこと又は誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載の修正又は</u>
	訂正をしなければならない。
6 (略)	8 (略)
(投票区及び投票所)	(投票区及び投票所)
第17条 住民投票の投票区 <u>及び</u> 投票所(第21条第1項に規定する期日前投票の投	第17条 住民投票の投票区 <u>は、選挙管理委員会が定める区域とし、</u> 投票所(第21
票所を含む。以下同じ。)は、あらかじめ選挙管理委員会の指定した場所に設	条第1項に規定する期日前投票の投票所を含む。以下同じ。)は、あらかじめ
けるものとする。	選挙管理委員会の指定した場所に設けるものとする。
2 (略)	2 (略)
(投票及び開票)	(投票及び開票)
第28条 前各条に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項	第28条 前各条に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項
については、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則(昭和25	については、公職選挙法 <u>(昭和25年法律第100号)</u> 、公職選挙法施行令及び公
年総理府令第13号)の規定により行われる地方公共団体の議会の議員又は長の	職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定により行われる地方公共
選挙の例による。	団体の議会の議員又は長の選挙の例による。

報告第12号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により定めた市長に おいて専決処分をすることができる事項について、下記のとおり専決処分した ので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月15日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

記

令和4年9月7日公用車が起因となる物損事故

相手方

過失割合 市100%

損害賠償額 486,385円

専決年月日 令和4年11月30日



専決第4号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 4年11月30日

宍粟市長 福 元 晶



物損事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

市は、令和4年9月7日午前11時35分頃、宍粟市山崎町山崎492番地で発生した市公用車が衝突した街路灯が屋根の軒に接触した事故における損害賠償について、次により和解し、及び損害賠償の額を定める。

1. 和解及び損害賠償の相手方

住所 氏名

2. 和解の要旨

本件事故における市の過失責任を100%とし、市は、本件事故に係る損害賠償金として486,385円を支払うものとする。